

諮問庁：文部科学大臣

諮問日：平成29年9月1日（平成29年（行情）諮問第358号）

答申日：平成30年4月25日（平成30年度（行情）答申第21号）

事件名：文部科学省における再就職等問題に係る調査報告の不開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「文部科学省における再就職等問題に係る調査報告（最終まとめ）」（以下「本件対象文書」という。）につき、開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年7月13日付け29受文科総第849号により、文部科学大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

開示請求は、文部科学省で実施した。担当者は、窓口で対応していない。文部科学省においては、同じ時期に、同じ課ではないが、他の課は、印紙を返却してきた。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 審査請求に係る行政文書等について

本件審査請求に係る行政文書は、平成29年4月17日付けで請求のあった「文部科学省における再就職等問題に係る調査報告（最終まとめ）」（本件対象文書）である。

本件対象文書につき、法4条2項に基づき補正を求めたものの、補正がされなかったことから法9条2項に基づき不開示（原処分）としたところ、審査請求人は行政文書不開示決定処分の取消しを求めていることから、以下のとおり、本件対象文書の不開示決定の理由について説明する。

#### 2 不開示決定の理由について

本件対象文書は、以下に掲げる理由から法9条2項に基づき不開示決定とした。

- (1) 審査請求人から平成29年4月17日付けで、当省に対し、「天下り事件の報告書及び職員処分一式」に係る開示請求がなされた。
  - (2) 上記(1)の記載内容では、「天下り事件の報告書」部分につき、審査請求人の求める行政文書を特定できないことから、平成29年4月21日付け及び同年5月10日付け「行政文書開示請求書に関する確認」にて、「天下り事件の報告書」部分に該当するものとしては、同年3月30日付け「文部科学省における再就職等問題に係る調査報告書(最終まとめ)」(本件対象文書)であれば提供を行うことが可能な旨通知し、審査請求人に対して、当該報告書の任意の情報提供を希望するか、請求文書を当該報告書に補正して、公文書による開示決定を希望するか、行政文書開示請求書に関する確認を求めているところである。
  - (3) 審査請求人からは、上記(2)の「行政文書開示請求書に関する確認」に関する回答が期限までに得られなかったため、平成29年6月15日付け「行政文書開示請求書に関する依頼」にて、「天下り事件の報告書」については、本件対象文書を請求文書として特定する旨通知するとともに、「天下り事件の職員処分一式」と併せて、2件の開示請求手数料が必要であるところ、1件分の開示請求手数料が不足することから、不足する開示請求手数料を納付するよう依頼した。なお、同依頼においては、回答期限までに連絡がない場合、「天下り事件の報告書」については形式上不備があるとして不開示決定を行う旨記載していた。
  - (4) 上記(3)の依頼に関する回答が期限までに得られず、必要な手数料が不足することとなるため、開示請求に形式上不備があるとして原処分を行ったところである。
- 3 本件対象文書は、上記2(3)のとおり、開示請求手数料の納付を求め、回答期日までに連絡がない場合には不開示決定を行う旨記載していたにも関わらず、回答が得られなかったため、原処分どおりの決定を行ったところである。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年9月1日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 平成30年4月9日 審議
- ④ 同月23日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、審査請求人に対し、開示請求に必要な手数料の納付を求めたものの、これが納付されなかったことから、開示請求に形式上の不備(開示請求手数料

の未納)があるとして、不開示とする決定(原処分)を行った。

これに対して、審査請求人は原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

## 2 原処分の妥当性について

(1) 当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、補正の求めに係る経緯について確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

平成29年4月17日付けの「天下りの事件の報告書及び職員の処分一式」の開示請求を受け、「天下りの事件の報告書」部分については、本件対象文書が該当し、任意提供が可能であるので、同月21日付けで相当の期間を定めて、①天下り事件の報告書部分につき開示請求を取下げ、本件対象文書の任意による提供を希望し、請求文書を「職員の処分一式」に補正する、②天下りの事件の報告書部分について、本件対象文書の公文による開示決定等を希望する(この場合には2件の開示請求となるので収入印紙300円の追加納付が必要となる)及び③天下り事件の報告書部分につき今回特定した本件対象文書ではないので、別の文書を希望する、のいずれを選択するのか確認を依頼した。当該依頼に対して審査請求人からの回答はなかったことから、同年5月10日付けで相当の期間を定めて、再度、上記①ないし③の確認を行うとともに、期限までに回答がない場合は、本件対象文書及び「職員の処分一式」を特定し、収入印紙300円を追加納付するよう依頼した。これについても審査請求人からの回答はなかったことから、同年6月15日付けで相当の期間を定めて、収入印紙の追加納付を求めるとともに、期日までに連絡がない場合は、本件対象文書については形式上の不備があるとして不開示決定を行う旨の連絡を行った。これについても審査請求人からの回答はなかったことから、「職員の処分一式」について一部開示決定を行うとともに、本件対象文書について原処分を行ったところである。

なお、特定した本件対象文書及び「職員の処分一式」は、それぞれ保有する担当課が異なっており、その内容も相互に密接な関連を有する行政文書ではないことから、2つの行政文書として特定したことは妥当であると考えられる。

(2) そこで、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対して、本件開示請求時に審査請求人に対して求めた行政文書開示請求書に関する確認文書の提示を求めさせ、当審査会においてその内容を確認したところ、その内容は、諮問庁の上記(1)の説明のとおりであることが認められる。

そうすると、これ以上の求補正を行っても審査請求人がこれに応じる可能性は極めて低かったものと認められ、本件開示請求について処分庁が行った求補正の手続が不十分であるとはいえない。

したがって、本件開示請求には、開示請求手数料の不足という形式上の不備があると認められ、処分庁による求補正によっても当該不備は補正されなかったと認められることから、処分庁が本件開示請求に形式上の不備があることを理由として原処分を行ったことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした決定については、開示請求に開示請求手数料の未納という形式上の不備があると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司